

仕事と子育ての両立を推進する

次世代育成支援対策推進法

に基づく行動計画を策定しましょう！

次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるためには、国、地方公共団体、企業、国民が一体となって対策を進めていく必要があります。そこで平成15年、次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」）が制定されました。

次世代法に基づき、101人以上の従業員を雇用する企業には、仕事と子育ての両立を図るための「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届出、公表、従業員への周知が義務づけられています（100人以下の企業は努力義務です）。

■「一般事業主行動計画」とは

企業が次世代法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立を図るために策定する計画のこと

行動計画の内容について

○企業は、労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、行動計画に以下の内容を定めます。

①計画期間 ②目標 ③目標を達成するための対策の内容と実施時期

行動計画を策定したら

○常時雇用する労働者が101人以上の企業には、行動計画を策定・届け出るとともに、一般への公表、労働者への周知が義務づけられています（100人以下の企業は努力義務です）。

行動計画例

（※様々なタイプのモデル行動計画例⇒<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai>）

〇〇株式会社 行動計画

1 計画期間

平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日の〇年間

2 内容

目標1 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員：取得率を7%以上にする
女性社員：取得率を80%以上にする

<対策>

- 平成〇年〇月～ 管理職を対象とした研修の実施
- 平成〇年〇月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標2 ノー残業デーを月に1日設定する。

<対策>

- 平成〇年〇月～ 各部署ごとに問題点の検討
- 平成〇年〇月～ 社内広報誌による社員への周知

社会福祉法人△△ 行動計画

1 計画期間

平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日の〇年間

2 内容

目標1 育児休業等の制度についての有期契約職員向けのパンフレットを作成し、有期契約職員及び管理職に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 平成〇年〇月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 平成〇年〇月～ 制度に関するパンフレット作成・配布

目標2 有期契約職員を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間〇日以上とする。

<対策>

- 平成〇年〇月～ 年次有給休暇の取得状況を把握
- 平成〇年〇月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に〇回行う
- 平成〇年〇月～ 各部署において年次九級休暇の取得計画を策定する
- 平成〇年〇月～ 職場内広報誌などでキャンペーンを行う

仕事と子育ての 両立のために



一般事業主行動計画を策定し、
くるみん認定、プラチナくるみん認定を目指しましょう！！

2017年4月から、認定基準、認定マークが改正されました。

くるみん認定、プラチナくるみん認定とは・・・

子育てサポート企業として、次世代育成支援対策推進法に基づき、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）が企業に対して行う認定です。

企業が次世代育成支援対策推進法に基づいた行動計画の策定・届出を行い、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けることができます。

また、くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が一定の要件を満たした場合、優良な「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができます。

認定・特例認定を受けた企業には、税制優遇措置（くるみん税制）や、公共調達による加点評価があります。

くるみん認定、プラチナくるみん認定の流れ

- ① 自社の現状や労働者のニーズの把握
- ➡ ② ①を踏まえて行動計画を策定
- ➡ ③ 行動計画を公表し、労働者に周知（②からおおむね3ヶ月以内）
- ➡ ④ 行動計画を策定した旨を都道府県労働局雇用環境・均等室へ届出（②からおおむね3ヶ月以内）
- ➡ ⑤ 行動計画の実施

（「子育てサポート企業」としてくるみん認定を申請する場合）

- ⑥ 行動計画期間の終了後、山形労働局雇用環境・均等室へ、くるみん認定申請（認定基準は10つあります）

- ➡ ⑦ 「子育てサポート企業」として認定
くるみんマークの付与 **くるみん認定！**



（さらに高い水準の取組を行い、
プラチナくるみん認定を申請する場合）

※プラチナくるみん認定を受けるためには、事前にくるみん認定を受けている必要があります。

- ⑧ くるみん認定後の行動計画の期間終了後、山形労働局雇用環境・均等室へ、
プラチナくるみん認定申請（認定基準は12つあります）

- ➡ ⑨ 優良な「子育てサポート企業」として認定
プラチナくるみんマークの付与 **プラチナくるみん認定!!**



- ➡ ⑩ プラチナくるみん認定企業は、毎年少なくとも1回、
次世代育成支援対策の実施状況を公表